資料２

まるっとこどもセンター（こども家庭センター）について

１．政策等の背景・目的及び効果

改正児童福祉法により令和６年４月から設置に努めることとされた「こども家庭センター」について、本年４月から本市においても設置しております。

センターは、妊産婦や子ども、子育て世帯へ一体的に相談支援を行う機能を有する行政機関として、保健師をはじめ、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士（公認心理師）等様々な専門職員を配置するとともに、組織全体のマネジメントの責任者であるセンター長及び母子保健と児童福祉の双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置し、運営を行っており、本市においては、大阪府の児童相談所である「子ども家庭センター」と混同しないように名称を「まるっとこどもセンター」としました。

２．内容

（１）組織体制

令和６年度の機構改革により子ども未来部に「まるっとこどもセンター(以下、「センター」という。)」を新設し、企画・総務機能や各種健診機能、地域相談支援機能を備えた組織体制とします。

【センターの機能】

機　　能	担任事務
企画総務機能	企画・調整、財務管理、システム管理、庶務事務等
各種健診機能	乳幼児健康診査、各種健診、母乳相談、乳幼児健康相談等相談事業、マタニティスクールや各種講演会、新生児・乳児訪問、産後ケア事業、親子教室の運営等
地域相談支援機能	ポピュレーションから虐待までの対応をさまざまな職種が専門性を活かしてチーム体制による支援を行う。その他、妊産婦や乳幼児に関する相談、発達相談、家庭児童相談、ひとり親・ひきこもり等相談、ＳＮＳ相談、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）による学校での相談、各種支援のマネジメント、サポートプランの作成等

なお、執務場所については、令和６年９月17日から枚方市駅前行政サービスフロア６階へ移転しておりそれぞれの業務を行っております。

＜参考＞

令和６年４月時点及び移転後（令和６年９月17日から）の執務場所

昨年度

- 健康福祉部
  - 健康寿命推進室 ― 母子保健課
  - 福祉事務所 ― 健康福祉総合相談課（北部リーフ保健師）
    - ※ 北部リーフの保健師は母子保健課兼務
- 子ども未来部
  - 子どもの育ち見守り室 ― 子ども相談課／子ども支援課

令和６年４月～9月16日まで

まるっとこどもセンター／センター長／統括支援員

保健センター
★母子保健機能
乳幼児健康診査、他各種健診、妊娠届出
伴走型相談支援、親子教室
乳幼児健康相談、個別発達相談
各種講習・教室、新生児・乳児訪問 等

北部支所 母子保健機能の相談、訪問等

サンプラザ３号館
★児童福祉機能
要支援・要保護児童への対応
家庭児童相談、SNS相談
ひきこもり等子ども・若者相談支援センター
ひとり親家庭相談支援センター 等

連携

令和６年９月17日から

まるっとこどもセンター／センター長／統括支援員

★母子保健機能に関する事業の実施…乳幼児健康診査、妊娠届出、伴走型相談支援、各種教室等
★児童福祉機能に関する事業の実施…家庭児童相談、ひとり親相談、ひきこもり等相談等

【専門性を活かした支援】

母子保健機能　　児童福祉機能

社会福祉士、保健師等、精神保健福祉士、臨床心理士、医師、看護師、歯科医師、栄養士、スクールソーシャルワーカー、歯科衛生士、保育士、助産師

親子教室は、現保健センター別館保育室にて事業を継続実施

２）センターに関する基本的な方針

方針１：母子保健機能と児童福祉機能の一体的な支援体制の構築

　地域の様々な関係主体とつながりながら、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談支援体制を構築し、妊産婦や子ども、子育て世帯のニーズや課題を早期に把握し、一人ひとりの状況に応じた支援メニューにつないでいきます。

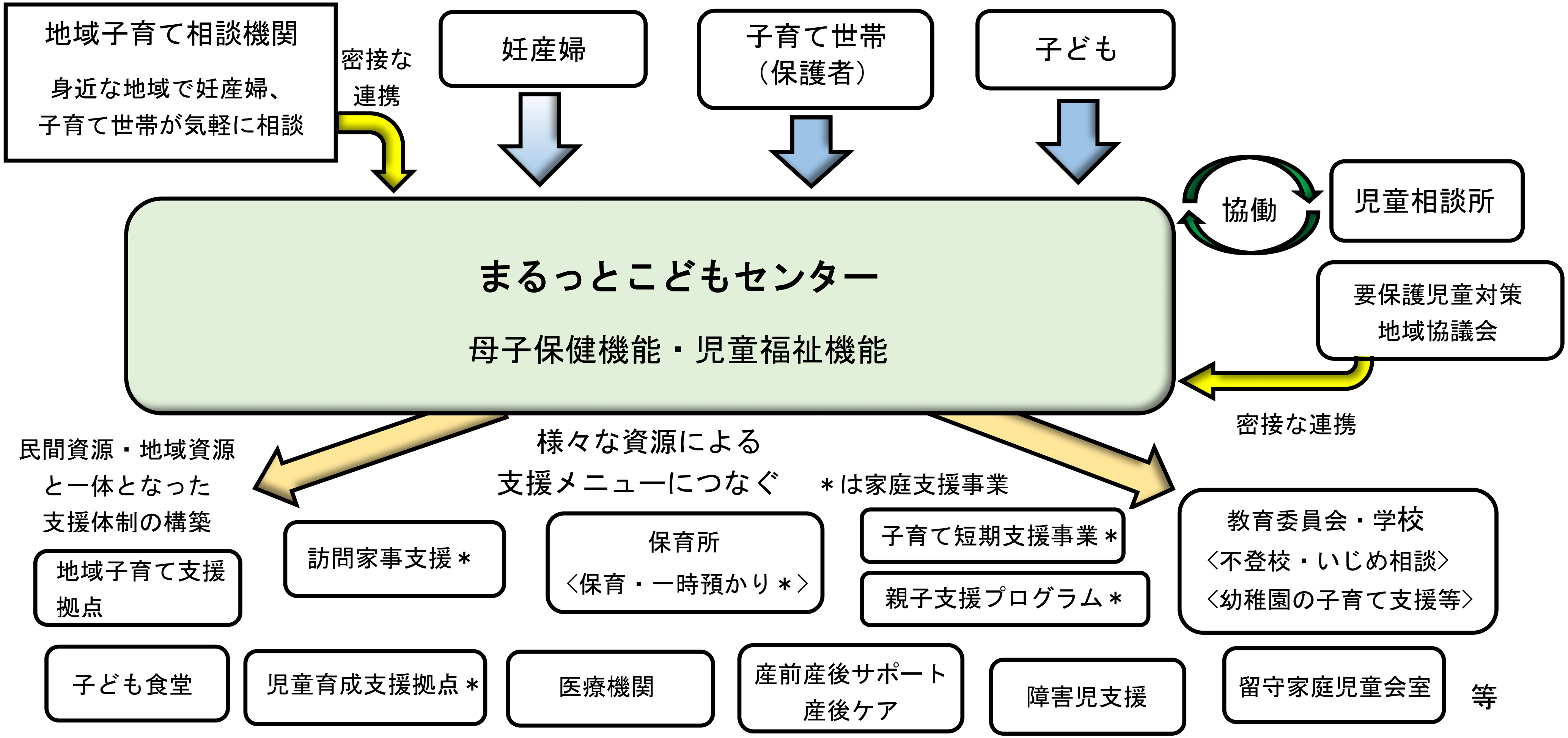

方針２：支援が必要な人を取り残すことのない体制の構築

支援が必要な妊産婦や子育て家庭等、母子保健と児童福祉の一体的支援による誰一人取り残すことのない相談支援体制の構築のため、次のとおり取り組んでおります。また、ＩＣＴの活用を進め必要な方へのアウトリーチ体制の充実を行っています。

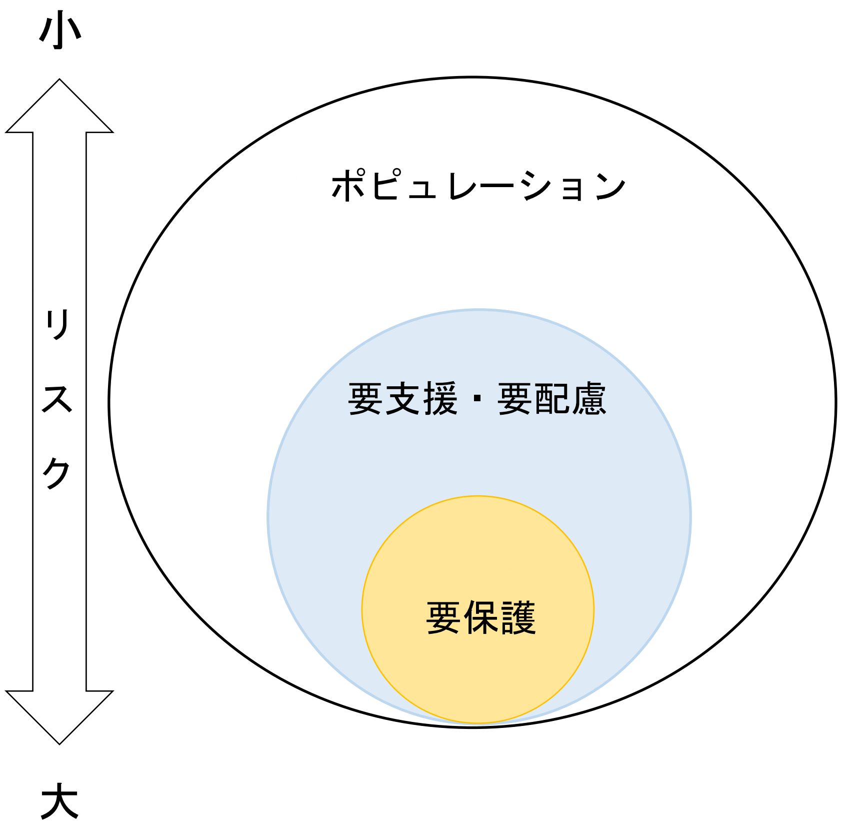

①ポピュレーションアプローチによるニーズの顕在化

各種健診や伴走型相談支援等によるポピュレーションアプローチ（集団全体への働きかけ）によって支援を必要としている人を把握

②相談等の充実による早期の気づきと支援

多様な専門職員による各種相談の実施

家庭児童、ひとり親、ひきこもり等相談、

ＳＮＳ相談、ＳＳＷによる学校での相談等

③個別ニーズに合わせたきめ細やかな支援

①②等で把握したニーズや課題について、

必要に応じてサポートプランを作成

支援を確実に提供（利用勧奨・措置）

方針３：すべての妊産婦、子育て世帯、こども・若者へ切れ目のない支援を提供

健康の保持・増進に関するポピュレーションアプローチのほか、それぞれの家庭状況に応じた支援を切れ目なく取り組み。

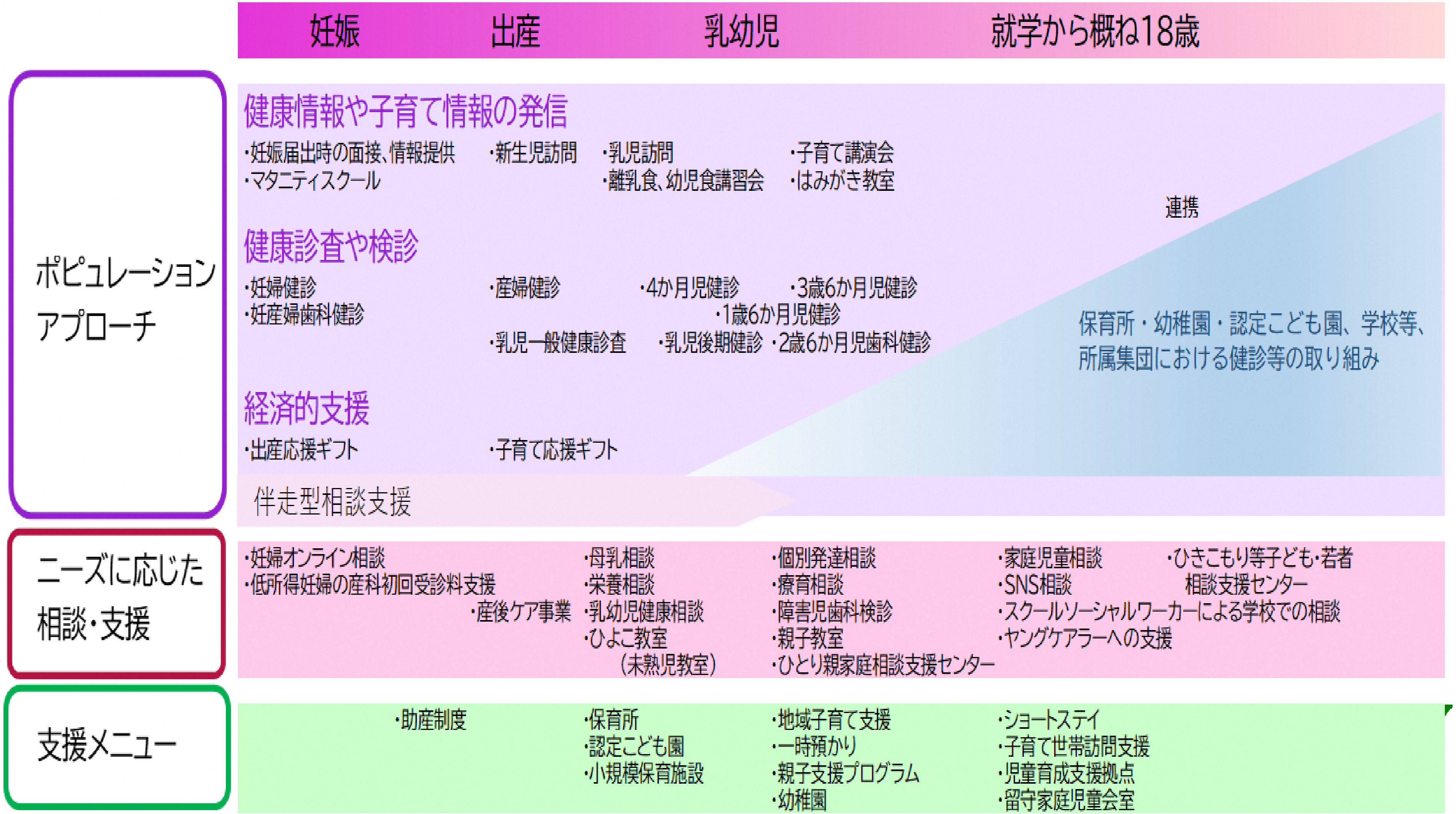

（３）センターで新たに取り組む事業

①地域子育て相談機関

　地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関で、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としており、センターを補完するとともに、センターと連携・調整を行っています。

　令和６年度は、公立の地域子育て支援拠点事業実施施設４か所を地域子育て相談機関として設定しております。（枚方保育所、香里団地保育所、楠葉野保育所、すこやか広場きょうぶん）。

②家庭支援事業

　改正児童福祉法において、子育て世帯に対する包括的な支援のため、新たに「家庭支援事業」が位置付けられ、市町村が計画的な整備に努めることとされました。

　本市では下図のとおり、既に行ってきた事業については引き続き実施するとともに、児童育成支援拠点事業について、10月から新たに実施する予定です。

【国が示す家庭支援事業】

子育て世帯訪問支援事業
親子関係形成支援事業
児童育成支援拠点事業
子育て短期支援事業
一時預かり事業
養育支援訪問事業

【令和６年度以降市が行う家庭支援事業】

＜既存事業＞	＋ ＜新規事業＞
ヤングケアラー等世帯訪問支援事業	―
親子支援プログラム事業	―
―	児童育成支援拠点事業 （令和6年10月実施予定）
子育て短期支援事業	―
一時預かり事業	―
養育支援訪問事業	―

新たに実施する児童育成支援拠点事業は、養育環境に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童に対して、学校以外に継続的に通える常設の居場所を開設します。居場所では、生活習慣の形成や学習の支援、食事や課外活動の提供などを行い、学齢期の児童生徒に必要な支援を包括的に行います。

《開設場所・日時》ラポールひらかた。平日10時から19時、週３日。三季休業期も実施。

③サポートプランの作成

子育て支援をより必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、子どもや保護者が気になっていることや望んでいること、保護者がすること、今後利用するサポートやサービスの頻度や時期等を記載したサポートプランを作成しています。

サポートプランは支援者である職員と支援対象者が一緒に考え作成し、定期的に見直す等、協同作業を通じて信頼関係も構築しながら、きめ細やかな支援提供を考えています。

④ＩＣＴを活用した支援の実施

産後ケア事業の申請申込みや乳幼児健康相談、各種教室の予約申込み等、申請や予約についての電子申請を実施しています。

妊婦オンライン相談等の自宅とセンターをつなぐ相談や庁内各部署に来所された方とオンラインでつないだ相談をする等相談機能の充実や、ＩＣＴを活用できない方や対面での支援が必要な方については、アウトリーチによる支援を引き続き行っています。

情報提供や啓発については、オンデマンド配信やオンライン教室の開催等、広くご利用いただける情報発信に取り組んでおります。

参考資料

６階　乳幼児健診スペース